

川崎市1歳児歯科健診実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）及び歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、川崎市民の生涯を通した健康な口腔環境の基礎を築くため、1歳児歯科健診において、乳幼児のう蝕及び口腔疾患の予防、早期発見及び抑制処置を実施し（以下「健診等」という。）乳幼児の健康づくりと保護者の教育及び援助を行う事を目的とする。

(対象者)

第2条 川崎市内に在住する1歳前後で歯が萌出している乳幼児を対象とする。

(実施機関)

第3条 実施機関は各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）とする。

(従事者)

第4条 健診等従事者は、歯科医師、歯科衛生士及びその他の職員とし、それぞれ次の業務を行う。

- (1) 歯科医師は、歯科健診及び保健指導・相談を行うものとする。
- (2) 歯科衛生士は、歯科健診の介助及び保健指導を行うものとする。
- (3) 歯科医師、歯科衛生士及びその他の職員は、必要に応じて受付及び案内等を行うものとする。

(実施方法及び内容)

第5条 1歳児歯科健診は次の方法及び内容により行う。

(1) 受付

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）に来所した保護者の順番により、母子健康手帳に歯科番号を記入するとともに、乳幼児歯科相談カードの記入を求める。

(2) オリエンテーション

ア 個別又は集団で行う。

イ 乳幼児歯科健診の意義、健診の流れ及び次回歯科教室について説明する。

(3) 歯科健診

1歳6か月児歯科健診実施要領に準ずる。

(4) 個別指導

ア 健診結果及びアンケートに基づき指導する。

イ う蝕のある乳幼児には、歯科医院への受診勧奨をおこなう。

ウ 保健福祉センターで実施する歯科教室等への案内をおこなう。

エ 個別指導内容については、記録を整備し保存する。

(報告)

第6条 健診等従事者は健診結果を集計して日報に記載し、月報に計上して翌月15日までに健康福祉局保健所長に報告するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、1歳児歯科健診の実施に関し必要な事項は、健康福祉局保健所長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。